

## 埼玉県生活科学センター指定管理者候補者の選定結果について

埼玉県消費生活支援センター

令和4年8月29日から募集を開始した埼玉県生活科学センターの指定管理者については、埼玉県議会令和4年12月定例会の議決を経て指定しました。

つきましては、指定管理者候補者の選定に当たっての経緯等について公表いたします。

### 1 生活科学センター指定管理者について

指定管理者 団体名 アクティオ株式会社  
所在地 東京都目黒区東山1-5-4 KDX 中目黒ビル6階  
代表者 代表取締役社長 淡野 文孝

### 2 指定の期間について

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（5年間）

### 3 応募の状況について

#### (1) 現地説明会への参加団体数

令和4年7月21日実施 4団体

#### (2) 応募申請団体数

・令和4年9月2日締め切り 2団体

・申請団体の内訳

指定管理事業者 1団体

人材派遣事業者 1団体

### 4 指定管理者候補者の選定について

#### (1) 選定基準

##### ア 審査基準

- ①県民の平等な生活科学センターの利用を確保することができること
- ②関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に生活科学センターの運営を行うことができること
- ③生活科学センターの設置の目的を効果的に達成し、効率的な運営を行うことができること
- ④指定管理業務を安定して行う経営基盤を有していること
- ⑤指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができること

##### イ 審査項目

- ①安定した経営基盤
  - ・法人等の経営基盤が安定しているか

- ②公の施設の適切な運営
  - ・県が設置する公の施設としての役割を適切に担うことができるか
- ③効果的・効率的な管理・運営
  - ・効果的かつ効率的な管理を実施できるか
- ④個人情報の適正な取扱い
  - ・個人に関する情報の適正な取扱いは確保されているか
- ⑤危機管理に対する方針
  - ・危機管理に対する方針及び具体的な方策は適正か
- ⑥適切な委託料の算出
  - ・指定管理業務に係る県の委託料（算出した額）は適切な額か
- ⑦柔軟なサービスの提供
  - ・利用者本位の柔軟なサービスが提供されるか
- ⑧平等利用の確保
  - ・県民の平等利用確保への配慮がされているか
- ⑨環境等に配慮した運営
  - ・県内中小企業者・環境・障害者雇用等に配慮した運営方法となっているか
- ⑩自立した消費者育成事業の妥当性
  - ・効果的かつ効率的に自立した消費者を育成するための啓発事業を実施できるか
- ⑪主催事業・自主事業の妥当性
  - ・主催事業や自主事業の計画は現実的で実現可能なものか
- ⑫センター独自の自主事業の提案
  - ・生活科学センターの独自性を活かした自主事業が提案できているか
- ⑬来館者数増・有料施設の稼働率向上策
  - ・来館者数の増加策及び有料施設（貸室）の稼働率向上策に工夫がなされているか
- ⑭消費者市民社会の啓発事業の妥当性
  - ・消費者市民社会の理念を理解しており、理念を普及するアイデアはあるか
- ⑮関係団体等と連携した消費者教育
  - ・関係団体等と連携した消費者教育を実施できるか

**(2) 選定委員会の委員**

氏名	職業等
井元 りえ	女子栄養大学栄養学部教授
小林 正和	公認会計士
武藤 彰	埼玉県商工会議所連合会専務理事
高橋 眞一	川口市立上青木小学校校長
市川 善一	埼玉県県民生活部県民スポーツ文化局長
天野 敬一	埼玉県消費生活支援センター所長

### (3) 第1次審査について

審査基準に基づき、資格・書類審査を実施しました。

#### ○ 審査結果

応募者2団体中2団体を第2次審査対象団体としました。

### (4) 第2次審査について

プレゼンテーション及び選定委員によるヒアリング等による審査を実施しました。

#### ア 審査結果

審査項目 (配点)	アクティオ株式会社	A団体
安定した経営基盤	30点	22
公の施設の適切な運営	30点	27
効果的・効率的な管理・運営	30点	23
個人情報の適正な取扱い	30点	23
危機管理に対する方針・具体的方策	30点	24
適切な委託料の算出	30点	19
利用者本位の柔軟なサービスの提供	30点	23
平等利用の確保	30点	21
県内中小企業者・環境・障害者雇用に配慮した運営	30点	21
自立した消費者育成事業の妥当性	30点	23
主催事業・自主事業の妥当性	30点	26
生活科学センター独自の自主事業の提案	30点	21
来館者増・有料施設の稼働率向上策	30点	21
消費者市民社会の啓発事業の妥当性	30点	24
関係団体等と連携した消費者教育の実施	30点	23
合計点	450点	341
		323

#### イ アクティオ株式会社の選定理由

<ul style="list-style-type: none"><li>候補者が構築してきたネットワークにより教育機関、民間企業、関係団体との幅広い連携を活かした取組が期待できる。</li><li>新たに実施を求めた消費生活講座について具体性のある多様な提案がなされた。</li><li>生活科学センターの設置目的を踏まえた取組が期待できる。</li><li>指定管理施設の運営経験が豊富である。</li></ul>
--

#### ウ (参考) 選定委員の主な意見

団体名	意見
アクティオ株式会社	<ul style="list-style-type: none"><li>提案内容が詳細に数値などで裏付けられ、実現性がある。</li><li>類似施設における多数の指定管理業務実績があり、安定感がある。</li></ul>

その他 の団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状を十分に認識できておらず、確実性が不足している。</li> <li>・新たな自主事業の提案など積極的な姿勢が見られるが、実行性、実現性に疑問がある。</li> </ul>
------------	---

## 5 アクティオ株式会社の提案の概要

### (1) 基本方針

- ア 国や県の施策を踏まえ、課題を改善するため、以下の重点施策に取り組む。
  - ・ライフステージに応じた消費者教育の実施
  - ・日々変化する消費生活でトラブルに巻き込まれないための周知啓発活動の実施
  - ・広報手段拡大や有益で魅力ある事業の実施
- イ 以下のコンセプトを掲げ、消費者の活動・交流が活発になるような支援事業を行い、県民の消費生活の安定及び向上の確保に寄与する。
  - 探していこう！MY消費スタイル
  - ～安全・安心で豊かな消費生活へ～

### (2) 管理執行体制

- ア 常勤職員4名、非常勤職員(案内解説員)7名を配置。
- イ 接遇マナー研修、個人情報保護研修、くらしーシアター研修等の研修を実施。

### (3) サービス等を向上させるための方策

- ア 法令遵守の上で、民間企業として培ったノウハウやサービスを活かし、公正・公平な利用を確保する。
- イ 「来てよかったね」「また来たいね」と感じてもらえるホスピタリティあふれる管理・運営を行う。

### (4) 施設・設備の維持管理計画

- 施設特性に応じた効果的な維持管理計画を実施する。
- ア 法令遵守と効果的な管理。
- イ 長寿命化を目指した計画の策定と実施の徹底。
- ウ 管理・修繕における経費縮減。

### (5) 主催事業等計画

- 消費やくらしに関するテーマの企画展・イベントを年間10回程度実施予定。外部団体との協力や連携を図り事業を展開する。
- ア 夏休み等学校の長期休暇やゴールデンウィーク、県民の日に合わせて消費やくらしに関するテーマの企画展・イベントを実施する。
- イ 春、夏、冬に手作り乾電池教室など、エコ・科学・食・ものづくりをテーマにした体験教室を実施する。
- ウ 日常生活の中で捨てられてしまいがちな物や身近にあるものを材料とした工作教室を実施する。
- エ 消費生活に関する実験教室を団体見学者からの希望に応じて実施する。

### (6) 個人に関する情報の取扱い

- ア 個人情報マネジメントシステムの構築で、安全な管理体制を図る。
- イ 各種規定を定めた個人情報保護マニュアルによる適切な取扱いを行う。
- ウ 個人情報保護方針、個人情報の取扱いについて公表する。
- エ 個人情報に関する各種研修を実施する。

### (7) 危機管理に対する方針について

- ア 日頃から未然防止に努め、緊急時の対応を明確にし、迅速かつ確実な危機管理運営に努める。
- イ 新型コロナウイルス感染防止対策チェックリストによる対策徹底。

**(8) 利用料金設定の考え方**

ア 条例で定められた料金設定の上限値である現料金体系を継続し、必要に応じて料金の見直しを提案する。

**(9) 収支予算案**

ア 令和5年度委託料については、人件費等の上昇により1.8%増加（対令和4年度予算）